

平成17年3月15日教育研究評議会議事要旨

本部棟大会議室

午後3時40分～5時00分

- 議長 佐々木総長
小宮山，桐野，渡辺，林，藤井各評議員（理事）
古田，石川両評議員（副学長）
高橋（宏），能見，高橋（進），廣川，清水，田中（知），松本，稲上，岸本，
中地，岡村，山本（正），會田，長澤，鈴木（和），神野，伊藤，木畑，兵頭，山本（泰），
佐藤，武藤，金子，海老塚，柴崎，杉山，薩摩，桂，河野，磯部，花田，武市，
山本（雅），山下，田中（明），仁田，西尾，石上，宮島，鈴木（洋），上田，
小池，橋本各評議員
岡本大学総合教育研究センター長
佐久間広報委員長
池上，上杉各理事
石黒監事
石堂副理事
- 本部 弦本企画調整役，坂口，出澤，森，竹田各部長
西山，苔米地，平野，我妻，宮田，井上，中野，米谷各課長

前回配付の平成16年10月26日教育研究評議会議事要旨は，原案どおり承認され，本日配付の平成16年12月7日教育研究評議会議事要旨及び平成17年1月25日臨時教育研究評議会議事要旨は，次回に確認することとなった。

1 学内外情勢について（資料3）

総長から，前回教育研究評議会以降の学内外情勢について資料3のとおり報告があった。

2 平成17年度年度計画について（資料4）

藤井理事から，平成16年度年度計画の実施状況に鑑み，資料4のとおり，平成17年度年度計画（案）を作成したものである旨説明があった。

次いで，総長から，本件について諮り，審議の結果，原案どおり了承され，役員会に付議することとした。

3 中期計画及び平成16年度年度計画の変更について（資料5，6）

藤井理事から，自然災害により被災した施設・設備の復旧整備等のため，中期計画及び平成16年度年度計画を変更するものである旨報告があり，了承された。

4 東京大学基本組織規則の一部改正について（資料7）

渡辺理事から，平成17年4月から，工学系研究科に原子力国際専攻を設置することにより，原子力研究総合センターが廃止されることに伴い，所要の改正を行い，併せて，東京大学原子力研究総合センター規則及び東京大学原子力研究総合センター運営委員会規則を廃止するものである旨説明があった。

次いで，総長から，本件について諮り，審議の結果，原案どおり了承され，役員会に付議することとした。

5 各部署の組織等に関する規則の一部改正について（資料8）

該当の部局長から，組織の変更及び管理運営体制の見直しに伴い，東京大学附属図書館基本規則について，所要の改正を行うものであること，また，組織の変更等に伴い，東京大学大学院医学系研究科組織規則，東京大学大学院工学系研究科組織規則，東京大学大学院人文社会系研究科組織規則，東京大学大学院理学系研究科組織規則，東京大学大学院経済学研究科組織規則，東京大学教養学部組織規則，東京大学大学院総合文化研究科組織規則，東京大学大学院教育学研究科運営組織規則，東京大学大学院新領域創成科学研究科組織運営規則，東京大学大学院情報理工学系研究科組織規則，東京大学医学部附属病院規則及び東京大学医科学研究所規則について，所要の改正を行うものである旨それぞれ説明があった。

次いで，総長から，本件について諮り，審議の結果，原案どおり了承され，役員会に付議することとした。

6 東京大学保健センター関係規則案について（資料9～11）

渡辺理事から，保健センターの更に円滑な運営を確保するため，東京大学保健センター規則，同運営委員会規則の所要の改正及び東京大学保健センター長選考規則を制定するものである旨説明があった。

次いで，総長から，本件について諮り，審議の結果，原案どおり了承され，役員会に付議することとした。

7 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について（資料12）

人事課長から，新領域創成科学研究科，経済学研究科，工学系研究科，人文社会系研究科，医科学研究所，医学系研究科，医学部，農学生命科学研究科，社会科学研究所，生産技術研究所，教育学研究科，地震研究所，物性研究所及び情報学環では，既に導入している教員の任期制の教育研究組織の見直し等，教養学部，宇宙線研究所，空間情報科学研究センター，保健センター及び総括プロジェクト機構では，新たに教員の任期制を導入する教育研究組織を定めることに伴い，所要の改正を行うものである旨説明があった。

次いで，総長から，本件について諮り，審議の結果，原案どおり了承され，役員会に付議することとした。

8 東京大学大学院経済学研究科金融システム専攻の設置について（資料13）

神野経済学研究科長から，平成17年4月から，近年の金融分野に関する高度な専門的能力の要求に対して，世界トップ水準の金融研究者の養成及び日本の金融界をリードする人材の供給を目的に，新たに金融システム専攻を設置する予定である旨報告があり，了承された。

9 東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻及び原子力専攻専門職学位課程の設置について（資料14，15）

田中（知）評議員から，平成17年4月から，革新的原子炉システム，放射線利用等，原子力分野の先進技術の創出及び展開並びに核不拡散等国際協力が必要な事案に対して，科学的な知識及び高い政策策定能力を備え，我が国が国際社会で果たすべき役割を担える人材の育成・教育を行うことを目的として，新たに原子力国際専攻を設置する予定であること。また，同じく平成17年4月から，高度の専門性を要する原子力発電所の安全運転・維持管理に対し，原子力産業界，安全規制行政庁等で監督及び指導的役割を果たすことができる高級技術者の養成を行うことを目的として，新たに専門職学位課程の標準修業年限が1年の原子力専攻を設置する予定である旨報告があり，了承された。

10 東京大学大学院情報理工学系研究科創造情報学専攻の設置について（資料16）

武市情報理工学系研究科長から，平成17年4月から，産学間の連携プロジェクトを基盤とした教

育を実施し、実践的創造力を有する人材の育成並びに秋葉原クロスフィールド・ダイビルにも拠点を置き、産業技術総合研究所情報部門及び情報関連企業との連携を行うこと等を目的として、新たに創造情報学専攻を設置する予定である旨報告があり、了承された。

11 東京大学大学院学則の一部改正について（資料17）

古田副学長から、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が施行され、大学院の入学資格に関する改正が行われたこと及び平成17年4月からの専攻の設置・廃止に伴い、所要の改正を行うものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

12 東京大学大学院専門職学位課程規則の一部改正について（資料18）

古田副学長から、工学系研究科に専門職学位課程として、標準修業年限1年の原子力専攻が設置されること等に伴い、所要の改正を行うものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

13 東京大学学位規則の一部改正について（資料19）

古田副学長から、工学系研究科に専門職学位課程として、原子力専攻が設置されることに伴い、所要の改正を行うものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

14 東京大学学部通則の一部改正と授業料未納者の取扱いについて（資料20～22）

古田副学長から、研究生の授業料徴収時期を研究開始学期前にすることに伴い、所要の改正を行うものである旨説明があった。また、現在、慣行により行っている、授業料未納者に対する督促方法及び卒業又は修了等に関する学籍の取扱いについて、東京大学における授業料未納者に対する取扱要綱及び東京大学授業料督促要領を定めるものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

15 セクシュアル・ハラスメントに係る教職員懲戒処分の指針（案）について（資料23）

渡辺理事から、法人化前の人事院の通知及び国家公務員法等の規定をもとに、資料23のとおり、セクシュアル・ハラスメントに係る教職員懲戒処分の指針とするものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

16 東京大学ハラスメント防止委員会規則の一部改正等について（資料24～26）

渡辺理事から、新たにセクシュアル・ハラスメントに係る通知制度を導入することに伴い、東京大学ハラスメント防止委員会規則及び東京大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための倫理と体制の綱領の所要の改正を行い、並びに東京大学ハラスメント防止委員会通知制度運用規則を制定するものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

17 東京大学発明等取扱規則の一部改正について（資料27）

石川副学長から、教職員の定義、職務関連発明の認定に要する期間、他機関との契約等、附則の経

過措置の取扱い及び法人化前の国有特許に対する必要経費の見直し等に伴い、所要の改正を行うものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

- 18 平成18年度からの東京大学学部前期課程のカリキュラム及び平成18年度からの入学者を対象とする進学振分け制度について(資料28, 29)

古田副学長から、平成18年度入学生から適用される学部前期課程のカリキュラム及び進学振分け制度について、法人化前のUT21会議の教育体制検討委員会で議論が始まったが、全学的な合意を得たので、科類特徴の策定、基礎科目等カリキュラムの充実、指定科類枠及び全科類枠の導入等について、資料28及び資料29のとおり報告があった。

- 19 学生の懲戒について

総長及び古田副学長から、学生懲戒処分規程の規定に基づき、先般発生した本学学生の不祥事について、懲戒処分を行った旨報告があった。

- 20 井之頭学寮の廃寮について(資料30)

古田副学長から、老朽化が著しく、危険性が指摘されていた井之頭学寮の廃寮について、学生生活委員会学寮部会と寮生との間で、廃寮等の合意を得た旨報告があった。

- 21 東京大学とインドネシア大学との間における学術交流に関する大学間協定について(資料31)

- 22 東京大学と中国科学院との間における学術交流に関する大学間協定について(資料32)

- 23 東京大学とシドニー大学との間における学術交流に関する大学間協定について(資料33)

小宮山副学長から、インドネシア大学及び中国科学院とは、部局間協定が締結され、各分野での交流が行われているが、より幅広い交流を行うため、大学間協定を締結するもの。また、シドニー大学とは、既に大学間協定を締結しているが、文言の変更を行ったうえで、新たに大学間協定を締結するものである旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承され、役員会に付議することとした。

- 24 国際交流協定締結等について(資料34)

小宮山理事から、国際交流協定締結等について、資料34のとおり報告があり、了承された。

- 25 東京大学と癌研究会癌研究所における連携・協力について(資料35)

- 26 東京大学と国立がんセンターにおける連携・協力について(資料36)

- 27 東京大学と国立感染症研究所における連携・協力について(資料37)

古田副学長から、標記3件について、医学系研究科と癌研究会癌研究所、国立がんセンター及び国立感染症研究所との教育研究指導等への連携・協力について、新たに協定を締結するものである旨報告があった。

- 28 寄附金及び寄附物品の受納について(資料38~40)

総長から、平成16年度11月分、12月分及び1月分について、資料38, 資料39及び資料40のとおり報告があった。

- 29 寄付講座の設置について(資料41~45)

研究協力課長から、医学系研究科「関節疾患総合研究」を平成17年3月1日から3年間並びに医学系研究科「医療経営政策学」、工学系研究科「ホロニック・エネルギーシステム学(東京ガス)」及び教育学研究科「教育測定・カリキュラム開発(ベネッセコーポレーション)」を平成17年4月1日

から3年間並びに医学系研究科「コンピュータ画像診断学/予防医学(ハイメディック・GE 横河メディカルシステム)」を平成17年5月1日から5年間設置する旨報告があった。

30 寄付講座の存続期間の更新について(資料46)

研究協力課長から、医学系研究科「薬剤疫学」を平成17年4月1日から3年間更新する旨報告があった。

31 寄付研究部門の設置について(資料47~49)

研究協力課長から、法学政治学研究科(附属外国法文献センター)「富邦文教基金会台湾研究」及び総合文化研究科「教養教育社会連携(ベネッセコーポレーション)」を平成17年4月1日から5年間並びに医科学研究所「再生基礎医科学(オリエンタル・トミー・ソフトバンク)」を平成17年4月1日から4年間設置する旨報告があった。

32 寄付研究部門の存続期間の更新について(資料50)

研究協力課長から、医科学研究所「ゲノム情報応用診断(大塚製薬)」を平成17年4月1日から1年間更新する旨報告があった。

議事終了後、総長から、退任評議員への謝辞が述べられた。また、総長から、退任する理事が紹介され、各理事から退任の挨拶が行われた。

引き続き、総長から、退任の挨拶及び個人的な所感が、次のとおり述べられた。

総長在任中に歴史的な大事業となる、国立大学法人化の作業を行うにあたり、一昨年7月の評議会からの一定の授權を初めとする学内の支持は極めて大きな支えであり、大きな混乱もなく法人化初年度を終えることに関し、理事、副学長、部局長及び教職員の皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。

しかしながら、国立大学法人制度の課題は山積しており、特に政府との関係における多くの矛盾した不安定要因は、各国立大学法人に要求されている効率化以前の問題であり、法人化は大学の経営の自主性及び自律性による制度への移行であるはずが、他方で、過日の授業料標準額の値上げの決定を見ても分かる通り、大学の最も根幹的経営判断を要することを、政府が短期間かつ一方的に決定している。その他、物品の購入、政府から出資された土地の活用等において、政府の求める効率化及び経営の見直しとは、明らかに異質な規制が存続していることは、早急に合理的な形で解決される必要があり、現在のままでは、国立大学は結局のところ疲弊、衰弱することになりかねない。

また、国立大学法人と独立行政法人の区別を含め、社会の大学という組織に対する無理解が依然として深刻な状況であり、学問の自由及び大学の自由に対する的確な理解がほぼ存在しない中で、今後、現実にそのような理解の欠如に基づく政策の資金配分等が行われた場合、大学という組織への教職員個々の確信が問われることになる。

本学については、在任中に、学内の施設設備及び環境面の整備、アカデミック・ガウンの導入、総長賞を初め種々の表彰制度の定着等、大学としての一体性の保持及びプラス評価を行うための労を厭わない組織への体質改善を行い、また、国際的評価が安定してきたことが将来の活動への大きな財産ではあるが、財務的には厳しく危機的な状況にあるので、くれぐれも注意することが肝要であり、常に謙虚にかつ真摯な努力を継続していかなければ、この巨大大学の維持は困難であり、ともすれば現実と教職員の意識の差により、深刻な問題が発生しかねない不安があるので、その意味で教職員と法人との関係について幾多の難題が前途に横たわっていることを認識すべきである。

国立大学法人東京大学の課題については、大小二つのことに言及する。第一に教育と学生について、

東京大学憲章の目標である確固たる人材の養成のための教育現場における具体的措置，大学院を含めた狭い意味での学力問題への対応について思い切った議論を始める時期にきている。また，大学院重点化の影響により教育目標が研究者養成へと傾斜しているように思えるが，本学の教育理念を実現するためには，教育に対する教員の評価と学生及び社会の評価との慎重な比較検討の仕組みを取り入れることが，教育改革において回避することができない過程であり，その他，規模，入試，勉学環境の整備等の諸課題を初め，何よりも「教員のための大学」が必ずしも「学生のための大学」とはならないので，その意味での緊張感を教職員が持続し，従来の常識を取り払った意欲的な取組を切望する。第二に総長選考については，現行の代議員会制度を廃止し，教育研究評議会及びその一部拡大組織で代替するとともに，総長選考会議と役員会との切り離された関係は，法人全体の状況及び課題について最も熟知している人々を全て排除することになり，候補者選定にとって好ましいことではないので，何らかの工夫が必要であり，また，長時間にわたり円滑な候補者選定作業を行うことができるように総長選考会議の規模及び運営方法について，次回の総長選出までの間に早急に見直されることを強く希望する。

最後に，新総長の下，東京大学が新たな発展に向けて着実な歩みを続けられることを祈念してお別れの言葉といたします。長い間どうもありがとうございました。